

知って頂きたい情報

国民年金 “学生納付特例” 申請について

...国民年金は日本に住む20歳以上
60歳未満のすべての人が加入します...
学生であっても20歳になったら国民年金に
加入し、保険料を納付する必要があります。

学生は国民年金保険料の納付を
猶予することができるの？
できます！...学生の多くは収入が少ないなど
の理由で納付が困難である為、申請により保
険料の納付を猶予し、社会人になってから納
付することができます。これが学生納付特例
制度です。

学生納付特例制度を受けるには...
毎年申請が必要です!!

<対象となる学生>

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門
学校、専修学校などに在学する20歳以上の
学生

ただし、本人の前年所得が一定以上ある
方は除きます。

<申請先>

住民生活課または溝口分庁舎分庁統括課

<申請の際に持参するもの>

在学証明書または学生証の写し、印鑑、年
金手帳(お持ちの方のみ)

ご注意：申請は毎年必要です。この特例は自
動更新されませんので、毎年4月1日～3月
31日で特例期間が終了します。現在特例を受
けている方で、18年度以降も引き続き特例を
希望される方は、4月以降にお忘れなく申請
をしてください。

問い合わせ先 住民生活課生活環境室 ☎68 - 3115
米子社会保険事務所 ☎34 - 6111

献血にご協力ください!

下記の日程で、献血
車が町内の事業所を巡
回します。一人でも多
くの方のご協力をお願
いします。



献血に持ってきていただくもの

献血手帳

献血の経験がある方のみ

本人確認ができるもの

(免許証、健康保険証など)
既に確認済の方は不要



4月25日(火)【溝口地区】

10:00~13:00 溝口分庁舎

14:00~15:00 Aコープ溝口店

15:30~16:30 大山アーケード

終了時刻の15分前までをお願いします。

問い合わせ先 総合福祉課健康増進室 ☎68 - 5536

平成十八年度
高齢者はり・きゆう・マッサージ施設助成事業について

伯耆町では、高齢者の福祉の向上を図
るため、はり・きゆう・マッサージの施
術に要する費用の一部を助成します。

種別	はり	きゆう	マッサージ
助成金の額	一回につき一、〇〇〇円以内		
助成回数 (期間)	年十二回以内(月一回) (平成十八年四月一日) 平成十九年三月三十一日まで)		

対象者は、所得税が非課税で、かつ満
七十五歳以上又は老人医療受給者の方
です。

助成券の利用施設は鳥取県保健鍼灸マ
ッサージ師会加入施設に限ります。

詳細につきましては左記までご連絡く
ださい。

【問い合わせ先】

総合福祉課福祉支援室
☎六八―五五三四

自動車事故による被害者への援護業務のおしらせ

自動車事故の防止と事故による被害者の保護の増
進を柱とした業務を行なっています。

交通遺児等の援護

(自動車事故による被害者の) 中学校卒業までの
児童を対象に、育成資金の無利子貸付を行ないます。

介護料の支給

(自動車事故による被害者の) 介護を常時または
随時必要とする方を抱える家族の負担の軽減を図る
ため、介護料の支給を行なっています。

短期入院助成制度

右記の介護料受給資格者が短期間の治療及び養護
を受けるため病院等に入院した場合に、年間三十万
円以内かつ年間三十日以内の範囲内で支給されます。

その他

自動車事故による重度後遺障害者の治療・介護を
する専門病院を設置し運営。
詳しくは、直接問い合わせください。

【問い合わせ先】

独立行政法人 自動車事故対策機構鳥取支所
☎〇八五七―二四〇―八〇二

「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といっ
た内容の偽者DM(ダイレクトメール)や携帯メール等を送りつ
けて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手法の急増
しています。このような詐欺行為を「貸します詐欺」といいます。
被害にあわないよう十分ご注意ください。

騙されないために 「騙されないための心構え三か条」

- ① 「お金を貸します」とのダイレクトメール(DM)・携帯メール
等に注意。(低金利で、高額を貸し付けるかのような広告に注意)
- ② 融資の前に、様々な口実でお金を振り込まそうとする手口に
注意。(保証料、保険料などの名目で必ずお金を要求してきます)
- ③ 「貸します詐欺」かもしれないと感じたら送金前に問い合わせ。
「貸します詐欺」被害ホットライン

☎〇三―五三二〇―四七七五(東京都資金業対策課)

平日：午前九時から十二時、午後一時～四時三十分
夜間・休日は、留守番電話の「受付ダイヤル」になります。

【問い合わせ先】

「金融機関等詐称被害に関する連携会議」事務局
(東京都産業労働局金融部資金業対策課)
☎〇三―五三二〇―四七七九